

障害者政策委員会 第2回 第3小委員会 委員提出意見書式

論点②【28条①】選挙等における必要な配慮の提供，成年後見

制度と選挙権について

委員名 石野 富志三郎

○政見放送・公開討論会の情報アクセスについて

国会中継や政策について意見を交わす公開討論番組等は、現在字幕や手話などの情報アクセスに関する保障がなされていない。

これは字幕付与番組の対象に生放送の討論番組など、複数の話者が同時に発言してしまう番組が含まれていないことも大きく関係しているが、国民が政治に参加する機会としてあるべき機会が、国の字幕付与指針によって制限されていることは情報アクセスの制限に他ならない。

この点を改善し、選挙に関する情報アクセスを保障することで選挙権が保障されるべきである。

○選挙期間中の情報保障に対する公費支出を導入する

現在、国政選挙の一部や地方知事選挙における政見放送については、すでに手話通訳配置が実施されているが、字幕解説はまだ実施がされておらず、情報アクセスについて不十分な面が否めない。

また上記の手話通訳配置実施も、義務化ではなく、政党の判断によるものが大きく、更には立候補者の街頭演説時の手話通訳等も立候補者の判断に委ねられており、あらゆる有権者が選挙時に容易に情報を得るための状況には至っていない。

有権者が国政・県政を判断するためには、常に情報へのアクセスが保障されていることが前提ではあるが、特に選挙期間中の立候補者及び政党の活動については、立候補者や政党の事情、またはその選挙が実施される地域によって障害を有権者が受け取る情報に差がでることはあってはならない。

選挙期間中の活動費は、立候補者・政党が支弁すべきものではあるが、法律で定められた「選挙活動期間」中に立候補者が発信する「情報」に対する情報保障の費用については、国や都道府県が国民への責務として担うべきものとして位置づけ、財源を公費として明記する必要がある。

国政選挙から段階的であっても情報保障費に関する費用の公費負担については、ぜひ基本計画に盛り込むべきである。

なお、その情報保障費を選挙活動のどの部分に活用するか（政見放送や公開討論会に使用するか、街頭演説に使用するか等）は、各政党や立候補者が選択するものとし、それを有権者に提示することで「（立候補者や政党の）情報提供を選ぶ権利」「（有権者の）情報の提供を受け、選挙権を行使し、選ぶ権利」が有効になるはずである。